

# 11月は国保月間です

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して治療ができるように、みんなで助け合う制度です。

## ■国民健康保険税の納め方

国民健康保険は、社会保険や共済保険など職場の健康保険に加入されている方（扶養されている方）や生活保護を受給されている方以外の、すべての方が加入することになります。

国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加している傾向にあり、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの保険税により賄われています。

この他、クレジットカードによる納付とコンビニエンスストアでの納付もできます。また、新たにモバイルレジ（携帯電話による納付）でも納付できるようになりました。

## ■国民健康保険税の決まり方

1年間にかかる総医療費（見込み）から、お医者さんで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた残りが、国民健康保険税の総額です。これを世帯ごとの加入者数や所得などによって公平に負担されるように税額が決められています。

## ■営業時間

横芝店内1階の「町民サービスセンター」で納付できます。休日しか納付に行けず、また納税通知書を紛失してしまった場合でも、お取扱いできますのでご利用ください。

午前10時～午後8時

※受付は、午後7時45分まで（サビアの休業日・年末年始はお休みです）

## ★口座振替納付

納期限の日に自動で振替になりますので納め忘れもなく、納税通知書で納める必要のない、口座振替をぜひご利用ください。

お申込は、口座をお持ちの金融機関へお願いします。

## ■特別な事情もなく国民健康保険税を滞納していると

- ① 督促を受けたり、延滞金を加算される場合があります。
- ② 有効期間の短い被保険者証が交付されます。
- ③ 納期限から1年を過ぎると、被保険者証を返還してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

このときかかった医療費は、いったん全額自己負担となります。

## ■どうしても納付が困難なとき

やむを得ない事情により納付が困難なときは、納付相談をお願いしています。滞納のままにせず、早めに税務課へご相談ください。

## ■非自発的失業者の国民健康保険税軽減

平成21年3月31日以降に非自発的な理由により失業（倒産・解雇・雇止めによる離職）された方で、ハローワークで雇用保険の受給申請をされた方は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。（短期雇用の特例受給資格者、65歳以降に離職された高齢受給資格者は対象になりません）

ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証と印かんをお持ちのうえ、住民課国保年金班で申請をお願いします。

## ■社会保険など職場の健康保険に加入された方へ

職場から社会保険の被保険者証が交付されたら、住民課の窓口で資格喪失手続きが必要となります。

手続きがお済みでない、国民健康保険税がかかります。

また、社会保険加入後は国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合、保険分の金額を返還していただく場合があります。

## 手続きに必要なもの

- ・社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・印かん

## ◆問い合わせ

- ◎ 国保の制度のこと
- 住民課国保年金班
- ☎(84) 1214
- ◎ 国保税のこと
- 税務課収税班
- ☎(84) 1212

## ★町民サービスセンターでも納付できます

ショッピングモールサビア